

# 八戸市農業委員会5月総会議事録

日時：令和8年5月13日（水）午後2時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

## 出席委員

農業委員 19名中16名

|             |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1番 坂本 俊之 出  | 2番 澤向 敏一 出  | 3番 内沢 豊 欠   | 4番 外館 政博 出  |
| 5番 明戸 政勝 出  | 6番 坂下 国男 出  | 7番 馬場 豊 出   | 8番 松橋 剛志 出  |
| 9番 森 光男 出   | 10番 中村 正記 出 | 11番 阿達 福壽 出 | 12番 三浦 豊 出  |
| 13番 田名部 浩 欠 | 14番 谷地 秀典 出 | 15番 木村 武美 欠 | 16番 寺沢 和則 出 |
| 17番 加藤 浩幸 出 | 18番 籠田 悦子 出 | 19番 赤坂 英夫 出 |             |

農地利用最適化推進委員 22名中18名

|             |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1番 木村 弁一 出  | 2番 鈴木 朋弥 出  | 3番 河原木 一実 出 | 4番 在家 寛人 出  |
| 5番 上村 隆雄 出  | 6番 上野 輝彦 出  | 7番 (欠員)     | 8番 永田 章彦 欠  |
| 9番 三浦 勝浩 出  | 10番 山田 貴光 出 | 11番 齋藤 正人 出 | 12番 下館 敏 出  |
| 13番 梅津 孝敏 欠 | 14番 橘 由正 出  | 15番 磯嶋 榮助 出 | 16番 岩崎 聖山 欠 |
| 17番 谷川 幸雄 出 | 18番 西 国彦 出  | 19番 松石 香織 出 | 20番 上明戸 桂 出 |
| 21番 村上 正人 出 | 22番 森 庄次郎 出 |             |             |

## 職務のため出席した職員

事務局長 久保 昌広、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農業経営支援GL 平脇 千秋、  
主幹 小井川 健、主査 矢田 一輝、主査 橘 陽平、主事 和山 翔紀、主事 大橋 康平

会長 皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。

会長 はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

久保事務局長 事務局の久保からご報告いたします。

今日は、内沢委員、田名部委員、木村委員、永田推進委員、梅津推進委員、岩崎推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

久保事務局長 それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、三浦勝浩推進委員の御発声に続いてお願いいたします。

【憲章唱和】

久保事務局長 ありがとうございます。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会長 本日は5月の大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

みなさん毎日ニュースでお聞きかと思えます、中東情勢の緊迫化は以前と変わらず、ナフサの不足は私たちの身近なところにも大きな影響を与えています。とにかく早く終結してもらいたいものだなと思って毎日ニュースを見ております。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議くださいますようお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立しております。

本日の議事につきましては、御手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、

16 番寺沢和則委員、17 番加藤浩幸委員の両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 18 号、令和 7 年度事業報告についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

久保事務局長

それでは事務局の久保から、令和 7 年度事業報告について御説明いたします。

資料は、A 4 縦で右上に総会資料別冊と記載されたものとなります。失礼ながら着座にて、説明させていただきます。

概要についてですが、令和 7 年度は、事業計画に基づき、総会活動のほか、遊休農地の解消と発生防止、農地流動化の推進、優良農地のあっせん事業の実施、農業経営に積極的に取り組んでいる模範的な農業後継者の顕彰などを行っております。

また三八地区農業委員会連絡協議会の一員として、遊休農地の再生・利用促進等について、要望・提案を行なうとともに、八戸市農業経営者協議会の活動支援、農業者年金の加入推進、経営移譲等の相談と、農業や農業者に関する情報提供に取り組んでおります。

2 ページをお開き願います。

会議等開催状況の1総会、(1)議決事項ですが、アからクまでの8項目について、議決いただいております。(2)協議事項は、アからキまでの7項目について、検討していただきました。

3ページをお開き願います。

2運営協議会については、主に総会案件に関する事前打合せを行っており、3主な研修会・大会等につきましては、資料記載の開催状況となっております。

4ページをお開き願います。

以降の資料の内容につきましては、Ⅱ農政関係活動報告は、平協農業経営支援グループリーダーから、8ページからのⅢ農地関係活動報告につきましては、中里次長から説明いたします。

平協GL

事務局平協から、農政関係活動について主なものを御説明します。

資料4ページを御覧ください。

(1)農家相談活動については、12月から1月に農家座談会を開催いたしました。(2)情報活動は、「はちのへのうぎょうだより」と「八戸ののうぎょう」を計画どおり発行し、(3)農地台帳の整備は、年間を通じ台帳補正事務に努めました。

5ページにまいります。

(4)農地台帳記載証明書の交付は、本庁と南郷事務所を合わせて231件、(5)租税特別措置法に基づく証明書発行は、相続税関係が31件でした。(6)経理記帳の普及は、農業者からの相談に迅速に対応するよう努め、(7)農業後継者顕彰は、西村智之さんを顕彰し、累計71人となりました。

6ページにまいります。

(8)家族経営協定については、令和7年度の新規締結はありませんでした。(9)農業者年金事業のア加入状況は、新年金の加入者が28人、旧年金の受給待期者が7人で、イ農業者年金受給状況は、新年金が合計85人、旧年金が合計162人でした。

7ページにまいります。

外郭団体である八戸市農業経営者協議会については、記載の会議や視察研修会

を開催しております。

農政関係活動報告の説明を終わります。

中里次長

続きまして、Ⅲ農地関係活動報告につきまして御説明いたします。

8ページをお開き願います。

農地の権利移動と転用などの処理状況につきましては、表になっておりまして、おり直近2か年の事務処理の件数と面積をまとめております。

農地の権利移動でございますが、事務処理の合計は、令和7年は件数で179件、面積で約93.5haとなっており、前年より件数、面積ともに減少しております。

農地の転用でございますが、事務処理の合計は、令和7年は件数で156件、面積で約6.8haとなっており、こちらも前年より件数、面積ともに減少しております。

その他の事務処理につきましては、表に記載のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

10ページをお開き願います。

1農地流動化と経営規模拡大施策のうち、(1)農業経営基盤強化促進事業につきましては、ア利用権設定実績として、設定件数は96件、設定面積は約44.5haとなっており、その内訳等については資料に記載のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

11ページを御覧願います。

(2)農地移動適正化あっせん事業につきましては、あっせん委員会の開催はございませんでした。

次に、2遊休農地解消普及活動につきまして、農業委員会では、農地の利用状況調査と農地パトロールを実施しており、令和7年度は、委員の皆様の御協力のもと、計6回の農地パトロールを実施いたしました。

令和7年度における遊休農地の調査結果を表として掲載しておりまして、遊休農地の合計面積は、約161.4haとなっており、そのうち、赤区分の再生利用が困難な農地につきましては、令和7年10月総会において非農地と判断した旨報告

しておりましたので、所有者に通知し、農地台帳から除外したところです。

12ページをお開き願います。

このページの項目につきましては、日頃行っております窓口での対応や、関係機関・部署との調整内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、農地関係活動報告の説明を終わります。令和7年度事業報告につきましても説明を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

会長

次に、日程第3、議案第19号、令和8年度事業計画（案）についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

久保事務局長

事務局の久保から、令和8年度事業計画（案）について説明いたします。資料は、A4縦で右上に総会資料別冊と記載された、令和8年度事業計画案となります。着座にて、説明させていただきます。

当農業委員会では、担い手の中心となる認定農業者や新規就農者などの意欲ある担い手の育成・確保と経営支援の強化、農地の利用集積と有効利用の推進、遊休農地の発生防止・解消などの活動を積極的に展開し、「第12次八戸市農業計画」に沿った農業者への取組み支援、市農業委員会憲章の理念に基づき、法令順守と高い倫理観を持ち、環境に調和した持続性の高い活力ある農業と農村社会の実現に向けて活動します。

令和8年度の事業計画については、例年通りの活動を行うことを見込み、作成しております。

2ページをお開き願います。

I 会議関係の、1 総会については毎月の年12回を予定しております。2 運営協議会は、必要に応じて随時開催し、重要事項を協議してまいります。3 委員研修会の開催は、10 月を目途に開催を予定しております。4 会議・研修会・大会等の開催参加については、記載のとおりとなっております。

続いて、3 ページからのII 農政関係活動につきましては、平協農業経営支援グループリーダーから、5 ページからのIII 農地関係活動につきましては、中里次長から説明いたします。

平協GL

事務局平協から、御説明いたします。

資料3 ページを御覧願います。

農政関係活動については、農業委員会の基本方針に基づき、地域農業の振興発展と農業経営基盤の確立のため、各種事業を積極的に推進してまいります。

具体的な事業については、資料3 ページから4 ページにかけまして記載している、1 建議要望から、12 外郭団体活動までの12 事業でございます。例年実施の事業ですので、各事業説明については割愛をさせていただきますが、今後とも着実に事業を実施して参りたいと考えております。

農政関係活動の説明は以上でございます。

中里次長

続きまして、III 農地関係活動につきまして御説明いたします。

5 ページを御覧願います。

1 農地事務の適正処理でございますが、農地等の権利移転・設定及び農地転用許可申請の処理等、農地法等に基づく農地事務処理につきましては、他法令との調整を図りながら、慎重かつ適正な処理に努めてまいります。

2 遊休農地解消活動事業につきましては、委員の皆様の御協力をいただきまして、今年度も農地パトロールを実施し、遊休農地の解消と発生防止に努めてまいります。

その他、3 農地移動適正化あっせん事業から、6 ページにわたります。9 農地中間管理事業までの活動につきましては、資料に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、農地関係活動につきましての説明を終わります。

平脇 G L

最後に、令和 8 年度農業委員会予算概要について御説明いたします。

資料の 7 ページを御覧願います。

今年度の農業委員会の予算概要ですが、歳入は、機構集積事業費補助金、農業委員会費交付金、農業者年金業務受託事業、農業関係証明手数料等を合わせて、1 億 466 万 1 千円、歳出は、委員報酬や職員給料等の人件費、委員、職員の旅費、消耗品等の需用費、のうぎょうだより封入封緘業務や農地台帳システム保守管理に係る委託料、三八大会及び県大会のバス借上料など合わせて、1 億 466 万 1 千円を計上しております。

予算概要の説明は以上でございます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 20 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

磯嶋推進委員

磯嶋から報告いたします。去る4月27日、松橋農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号29番と番号30番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

3条29、30番

これらの案件は受人が同一のため、一括して報告します。調査には、いずれの案件も受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、いずれも売買です。申請理由は、いずれも受人は新規就農のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けは、いずれもありません。申請地における受人の作付計画は、いずれも、かぼちゃです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、ありません。申請地周囲の状況ですが、いずれも通作距離は2mで、隣接する自宅からの距離となっております。耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験はありませんが、知人農家に教わりながら耕作することです。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で全て兼業者です。農機具保有状況について、農機具の保有しておらず、手作業で耕作することです。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

下館推進委員

下館から報告いたします。去る4月27日、赤坂農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号31番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条31番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、かぼちゃ、トマト、きゅうり、ねぎ、大根、スイカ、メロン、たけのこ、なめこです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通

作距離は0mで、隣接する自宅からの距離となっております。耕作道はありませんが、申請地に隣接する公衆用道路について、申請と同時に所有権移転予定とのことです。受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地ありです。農業経験は55年で地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況について、耕運機3台、軽トラック1台を所有しており、トラクター1台を親戚から借用予定とのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

赤坂委員

赤坂から報告いたします。去る4月27日、永田推進委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号32番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条32番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、兄弟です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間に於ける農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は1km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は60年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況について、トラクター、軽トラック、田植機、コンバインを各1台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

磯嶋推進委員

磯嶋から報告いたします。去る4月27日、松橋農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号33番と番号34番を調査してまいりました。

3条 33番

まず、番号 33 番について報告いたします。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、兄弟です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。

申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例は、受人が田を令和 5 年 9 月に渡人の要望のため、令和 6 年 3 月に規模拡大のため取得しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は 5 k m、耕作道あり、受人の耕作地について、1,167 m<sup>2</sup>の田のみあり、農地集団化なし、宅地化なし、休耕地・山林地について、1,167 m<sup>2</sup>の田のみありです。農業経験は 20 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 1 人、女 1 人で、全て兼業者です。農機具保有状況について、トラクター 4 台、田植機、コンバイン、草刈機を各 3 台所有しております。

以上で報告を終わります。

3条 34番

続きまして番号 34 番について報告します。調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は親戚です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は 2 k m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験はありませんが、渡人に教わりながら耕作するとのことです。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 1 人、女 1 人で、全て兼業者です。農機具保有状況について、トラクター 1 台を渡人より借用予定とのことです。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります

鈴木推進委員

鈴木から報告いたします。去る 4 月 27 日、赤坂農業委員と市庁別館 7 階会議

室Aにおいて、番号 35 番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 35 番

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は1km、耕作道り、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は16年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男2人、女3人で、うち兼業者は男2人、女1人です。農機具保有状況について、トラクター、軽トラック、田植機、種まき機を各1台所有しており、乾燥機1台導入予定とのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

磯嶋推進委員

磯嶋から報告いたします。去る4月27日、松橋農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号 36 番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 36 番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は耕作の利便を図るため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、かぼちゃです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は7km、耕作道はありませんが、申請地に隣接する受人所有の宅地を通じて耕作するとのことです。受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は15年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男2人、女1人で、うち農業専従者は

男1人、女1人です。農機具保有状況について、トラクター1台を知人から借用するとのこと。調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

赤坂委員

赤坂から報告いたします。去る4月27日、永田推進委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号37番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条37番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ブルーベリー、カシスです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は0mで、隣接する自宅からの距離となっております。耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、兼業者は女1人です。農機具保有状況について、トラクター、草刈機、軽トラックを各2台、トレンチャーを1台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、議案第21号、令和8年度第2号八戸市農用地利用集積等促

会長

進計画案に係る意見についてを議題といたします。

それでは、農業政策課から説明をお願いいたします。

橋主査

農業政策課の橋から御説明いたします。資料5ページを御覧願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借27件、使用貸借13件の計40件、借り手貸し手の人数は、借り手11名、貸し手40名で、利用権設定面積は合計138,018.24㎡です。

番号1番から資料11ページの番号40番まで、公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものです。借り手及び貸し手の住所氏名、利用権を設定する土地の表示等は資料記載のとおりです。

促進計画1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、ピーマンを作付けするために10年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり5,500円です。

促進計画2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために8年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり6,600円です。

促進計画3、4番

番号3番と4番は同一の借り手によるもので、いずれも水稻を作付けするものになります。利用権の種類及び内容は、番号3番は5年間の賃貸借で賃借料は10a当たり11,300円、番号4番は1年間の賃貸借で賃借料は10a当たり10,000円です。

促進計画5、6番

番号5番と6番は同一の借り手によるもので、いずれもにんじんを作付けするものになります。利用権の種類及び内容は、番号5番は5年間の賃貸借で賃借料は10a当たり3,300円、番号6番は5年間の賃貸借で賃借料は10a当たり3,600

円です。

促進計画 7～11 番

番号 7 番から 11 番までは同一の借り手によるもので、番号 7 番から 10 番は水稻を、番号 11 番はニンニクを作付けするものになります。利用権の種類及び内容は、番号 7 番は 10 年間の賃貸借で賃借料は 10a 当たり 10,000 円、番号 8 番は 5 年間の賃貸借で賃借料は 10a 当たり 5,000 円です。番号 9 番から 11 番は 3 年間使用貸借するものです。

促進計画 12～30 番

番号 12 番から資料 9 ページの番号 30 番までは同一の借り手によるものになります。利用権の種類及び内容は、ニンニクを作付けするために 10 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 6,500 円です。

促進計画 31～37 番

番号 31 番から資料 11 ページの番号 37 番までは同一の借り手によるもので、利用権の種類及び内容は、ニンニクを作付けするために 5 年間使用貸借するものです。

促進計画 38 番

番号 38 番、利用権の種類及び内容は、ニンニクを作付けするために 10 年間使用貸借するものです。

促進計画 39 番

番号 39 番、利用権の種類及び内容は、ニンニクを作付けするために 5 年間使用貸借するものです。

促進計画 40 番

番号 40 番、利用権の種類及び内容は、ぶどうを作付けするために 10 年間使用貸借するものです。

市の公告年月日は令和 8 年 6 月 19 日を予定しております。以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しましたので、促進計画案について「すべて適当」である旨、八戸市長に回答いたします。

日程第6

次に、日程第6、議案第22号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

赤坂委員

赤坂から報告します。去る4月27日、松橋委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号3番から番号5番までを調査してまいりました。

いずれの案件も、借人及び貸人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条3～5番

番号3番から番号5番までは、同一の土地における同一内容での転用ですので、一括して報告します。

はじめに、これらの案件の許可申請の経緯等について説明します。農地の上部空間への営農型太陽光発電設備設置のための農地転用許可は、原則として最長3年間の一時転用となり、長期間発電するために設備の設置を継続する場合は、一時転用期間の満了ごとに改めて許可を受ける必要があります。

番号3番と番号4番は、営農型太陽光発電設備設置を転用目的として計画し、平成30年9月5日付け八農委指令第46号及び第47号により3年間の一時転用期間で1回目の許可を受け、その転用目的を履行し、その後、更新するために3回の許可を受け、さらに、今後も継続して転用事業を行うために、4回目の一時転用期間の満了に合わせて、5回目の許可を受けるための申請となります。

番号5番は、同じく営農型太陽光発電設備設置を転用目的として計画し、令和元年5月9日付け八農委指令第7号により3年間の一時転用期間で許可を受け、その転用目的を履行し、その後、更新するために2回の許可を受け、さらに、今後も継続して転用事業を行うために、3回目の一時転用期間の満了に合わせて、

4 回目の許可を受けるための申請となります。

転用面積については、太陽光パネルの面積ではなく、太陽光パネルを設置するための架台の支柱部分の面積となります。今回の案件の場合、1 件当たりの支柱部分の面積は、1 本の太さ約 9 cm の支柱 56 本分の面積、計 0.35 m<sup>2</sup>となります。

それでは、調査した内容を報告します。調査には、借人は、番号 3 番と番号 4 番は本人が、番号 5 番は代理人が、貸人は全て代理人が出席しました。

両者の関係は、番号 3 番は義理の親子、番号 4 番は親子、番号 5 番は特にありません。態様別は、使用貸借です。転用目的は、営農型太陽光発電設備設置のための一時転用です。なお、設備の設置工事は完了しております。一時転用期間については、収量が基準に達していないことから、最長 3 年であるところを、営農状況について経過観察する必要があると判断し、1 年間とすることとしております。資金調達計画は、撤去費 88 万円をそれぞれ自己資金で対応する計画となっております。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は櫛引遺跡内ですが、平成 30 年 7 月 18 日に届出済み、土地改良区からの意見は不要です。立地条件は、八戸市立明治中学校から南側約 700m に位置し、畑に囲まれ、県道に接続しています。農地区分は第 1 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、一時転用は不許可の例外に当たるためです。また、今後の下部農地の営農については、ブルーベリーを引き続き栽培する計画となっております。令和 7 年度は、ブルーベリーについて、初めて収穫することができましたが、収量が不足していることから、知見を有するものである株式会社パセリー菜からの助言を活かすとともに、農地を現地調査した私と松橋農業委員からも栽培方法について助言しており、本人からも、更なる収量の確保に努める意思を示しております。以上のことから、事業計画の内容は、営農型太陽光事業に係る転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。なお、営農型太陽光発電設備設置に係る農地転用の案件については、総会終了後、青森県農業委員会ネットワーク機構である青森県農業会議に対して意見聴取を行うこととなります。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

会長

次に、日程第7、報告第18号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

和山主事

事務局の和山から御報告いたします。この案件は、相続等届出の4月分でございます。資料の15ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料15ページの番号55番から資料19ページの番号69番までの計15件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあつせんの希望は、いずれも無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑等なしと認めます。

会長 次に、日程第8、報告第19号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

矢田主査 事務局の矢田から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転用届出の4月分でございます。資料の21ページを御覧願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条24番 番号24番、転用目的は敷地拡張でございます。

5条25, 26番 番号25番、番号26番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条27～29番 番号27番、番号28番、番号29番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条30番 番号30番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条31番 番号31番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑等なしと認めます。

日程第 7

会長

次に、日程第 9、報告第 20 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

大橋主事

事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 4 月分でございます。資料の 25 ページを御覧願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 17 番

番号 17 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 8 年 5 月 19 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

(閉会午後 3 時 28 分)